

# 税の申告・相談を行います

## 町県民税の申告・所得税の確定申告

e-TAXでの申告も可能です

**申告期間** 2月16日（水）～3月15日（火）

（所得税の還付の申告については、2月1日（火）より受け付けします。）

**申告会場** 朝日町役場2階大会議室 9時～11時及び13時～16時

（3月3日（木）より2階第1・2会議室になります。）

まもなく平成23年度町県民税の申告及び平成22年分所得税の確定申告の時期です。この申告は平成22年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を対象にしています。申告書は早めに作成し、期限内に提出しましょう。

### \* 申告に関するお願い

- 土・日・祝日及び時間外は受け付けをしておりません。
- 譲渡・相続に関する申告、あるいは青色申告など専門的な知識を必要とする申告はできかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送していただくか、1階税務室窓口まで提出してください。
- 申告に関する資料が整っていない場合は、整い次第あたためてお越しいただいております。



### 町県民税の申告が必要な主な方（平成23年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です）

- ①事業所得（営業・農業など）、不動産所得、配当所得などがあつた方で所得税の確定申告をする必要のない方
- ②勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（昨年中に退職された方、日雇いなどを含む）
- ③昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書の発行を必要とする方

### 所得税の確定申告が必要な主な方

- ①所得金額から雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が配当控除の額よりも多い方
- ②給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
  - 給与収入が2,000万円を超える方
  - 1ヵ所から給与等の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える方
  - 2ヵ所以上から給与等の支払を受けている方で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

### 確定申告をすれば税金の還付を受けられる主な方

- ①給与所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得のある方で昨年中に退職し、その後就職もしなかったため年末調整を受けられなかった方
- ③退職所得について20%の税率で所得税を源泉徴収され、その額が正規の税額を超えている方
- ④予定納税をしたが、所得が少なく、確定申告の必要がなくなった方



## 申告に必要なもの

- ①印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ②源泉徴収票（原本）や収支内訳書など22年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）
- ③還付金がある方は申告者本人の口座がわかるもの
- ④新たに振替納税を利用される方は銀行印
- ⑤住民基本台帳カード（e-TAXをご利用される方）



必ずお持ちください。

## 所得控除を受けるために必要なもの

- ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）
- ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ③医療費などの領収書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補てん金（出産一時金、高額療養費などがある場合はその金額がわかるもの）
- ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類
- ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類
- ⑥配当所得を申告する場合は、支払通知書等

## 四日市税務署からのお知らせ

■無料税務相談所（下記日程以外は開催しておりません。）

	2 月							
	16	17	18	21	22	23	24	25
	水	木	金	月	火	水	木	金
あさけプラザ	○	○	○		○	○	○	○
三重県四日市庁舎	○	○	○	○				

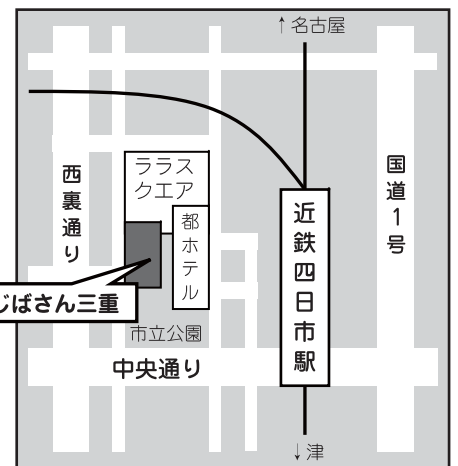
時間 9時30分～12時  
及び13時～16時

〔あさけプラザ：四日市市下宮町296-1  
三重県四日市庁舎：四日市市新正4-21-5〕

## ■四日市税務署の申告会場

四日市税務署では、次のとおり申告会場が設営されます。

- 開設場所 じばさん三重 6階（四日市市安島一丁目3番18号）
- 開設期間 2月14日（月）～3月15日（火） ○開設時間 9時～17時
- ※今年から申告会場が『じばさん三重』になっております。
- ※期間中、税務署には確定申告会場が設営されませんのでご注意ください。
- ※会場へはなるべく公共交通機関をご利用ください。



## ■申告会場に行かなくても確定申告を提出することができます

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-TAXを利用して申告書を提出することができます。是非ご利用ください。

国税庁ホームページ：<http://www.e-tax.nta.go.jp> \*e-TAXの利用に際しては、事前準備が必要です。

## 地方税電子化協議会よりお知らせ

地方税ポータルシステム（eLTAX）のお問い合わせ先名称と電話番号が変更しました。

- お問い合わせ先名称 (旧) サポートデスク → (新) ヘルプデスク
- 電話番号の変更 (旧) 03-5339-6701 → (新) 03-5765-7234

※0570で始まる電話番号の変更はありません。 ※旧電話番号にご連絡いただいた場合は、新番号に自動転送されます。

**e-Tax** をご利用ください。  
ご自宅のパソコンから申告などの手続きができます。



「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

- ①国税庁HPから電子申告
- ②最高5,000円の税額控除
- ③添付書類を提出省略
- ④還付金がスピーディ

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックスで  <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 住民基本台帳カード及び電子証明書の取得はお早めに！

e-Taxを利用するためには、原則「電子証明書」が必要になります。

個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」にて発行されており、住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して発行を受けてください（発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要です。）。

なお、電子証明書の有効期限は3年間ですので、更新時期にご注意ください。

詳しくは、役場町民福祉課（377-5653）までお問い合わせください。

公的個人認証サービスについて、詳しくはコチラへ。

<http://www.jpki.go.jp>